

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文 目次

一	自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）（抄）	1
二	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）	1
三	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）（抄）	1
四	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第百九十二号）（抄）	2
五	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第百二十四号）（抄）	3
六	防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第百八十八号）（抄）	4

○自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）（抄）

（防衛省設置法の一部改正）

第二条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「医師である幹部自衛官となるべき者の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
 - 二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
 - 三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練
- 第十八条中「」の「」を「事項において同じ。」の「」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄） ※前述の平成二十四年法律第百号による改正を踏まえたもの

（防衛医科大学校）

第十六条 防衛医科大学校は、次に掲げる教育訓練をつかさどる。

- 一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練

（学生）

第十八条 防衛医科大学校の学生（第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。事項において同じ。）の員数は、防衛省の職員の内員外とする。

2 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）（抄）

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には

、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の職員の総数の算定に当たっては、短時間勤務職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第三項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員をいう。以下同じ。）は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の職員に相当するものとみなす。

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たっては、身体障害者又は知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

4 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たっては、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員（短時間勤務職員を除く。）は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たっては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（抄）

別表第一（第一条、附則第二項関係）

一	警察官
二	次に掲げる職員
イ	皇宮護衛官
ロ	自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒
ハ	刑務官及び入国警備官
ニ	密輸出入の取締りを職務とする者
ホ	麻薬取締官及び麻薬取締員
ヘ	海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒
ト	消防吏員及び消防団員
三	前二号に掲げる者に準ずる者であつて、労働政策審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十四条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社

二 信用金庫

三 相互会社

四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人（その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもののうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

五 外国法人であつて、前各号に掲げる法人に類するものとして人事院が指定するもの

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

4 この法律において「交流採用」とは、選考により、次に掲げる者を任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをいう。

一 民間企業に雇用されていた者であつて、引き続きこの法律の規定により採用された職員となるため退職したもの

二 民間企業に現に雇用されている者であつて、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるもの

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

6 この法律において「各省各庁の長等」とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長及び人事院総裁、宮内庁長官及び各外局の長並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の長をいう。

（防衛省の職員への準用等）

第二十四条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十三条第三項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）、

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（以下「生徒」という。）、と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。）」を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）」とあるのは「各省各庁の長等」と、第十二条第三項中「国家公務員法第四百条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし、に相当するもの」とあるのは「とし、政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

- 2 防衛大臣は、前項において準用する第七条第三項及び第十九条第二項の認定、前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する第十九条第五項の承認を行う場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならない。
- 3 自衛隊法第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。
- 4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（第六項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。
- 5 第一項において準用する第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二条第二項の規定は、適用しない。
- 6 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

○防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（抄）

(交流派遣除外職員)

第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 任期を定めて任用されている常勤の職員

二 臨時的に任用されている職員

三 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）

四 非常勤の職員

五 条件付採用期間中の職員（防衛大臣の定める職員を除く。）

六 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた職員

七 休職者

八 停職者

九 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員